



2足教教教発第501号  
令和2年6月2日

足立区監査委員 様

足立区教育委員会

令和元年度 指定管理者監査結果報告書に対する措置について

令和2年3月26日付31足監発第1813号により提出された令和元年度指定管理者監査結果報告書の指摘事項および意見・要望事項に対して、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知いたします。

記

1 指摘事項

- ア 基本協定書及び年度協定書の順守について <子ども施設運営課>
- イ 委託料に係る経理区分の明確化等について <子ども施設運営課>

2 意見・要望事項

- ア 指定管理者から提出される関係書類の取扱いについて <子ども施設運営課>

3 措置内容

別紙のとおり

担当 教育委員会事務局教育指導部  
教育政策課教育政策担当 井上 内線 3517

令和元年度 指定管理者監査結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

子ども施設運営課

指 摘 事 項	措 置 事 項
<p>ア 基本協定書及び年度協定書の遵守について</p> <p>区は、足立区立伊興大境保育園について、社会福祉法人高砂福祉会（以下「法人」という。）を指定管理者として管理運営に関する基本協定書及び年度協定書を締結し、施設の管理運営を委託している。</p> <p>ところで、法人の管理経費の収支や区への提出物等について監査したところ、以下のことが判明した。</p> <p>年度協定書第8条において、当該会計年度内で繰越金が生じた場合は、管理業務運転資金として繰り越すことができるが、その繰越金が経常収入（決算額）の5%相当額を上回る場合は、区は法人から収支分析表を提出させ、結果不適切な運営と認められるときは、法人は区へその上回った金額を返還することと規定している。しかしながら繰越金が5%相当額を上回っているにもかかわらず、法人から収支分析表の提出がなく、区もその事実を監査日現在まで認識していなかった。</p> <p>区及び法人は基本協定書及び年度協定書を遵守し、今後、適正な事務の執行がなされるよう必要な改善措置を講じられたい。</p> <p style="text-align: center;">子ども施設運営課、社会福祉法人高砂福祉会</p>	<p>1 指摘事項の原因</p> <p>社会福祉法人高砂福祉会及び子ども施設運営課ともに、繰越金についての十分な確認をせずに、決算額の5%を超えることに気づかなかったことが原因です。</p> <p>2 措置内容</p> <p>今後、法人が区に収支報告書を提出する際に、収入、支出及び繰越金の計算を行うことができる様式を作成し、その様式に入力することにより、繰越金の割合を把握するようにします。また、子ども施設運営課は、収支報告書とその様式を合わせて課内で文書供覧することにより、複数人で繰越金の割合等の確認していき、繰越金が5%相当額を上回った際には、収支分析表を提出するよう指導します。</p> <p style="text-align: right;">子ども施設運営課、社会福祉法人高砂福祉会</p>

令和元年度 指定管理者監査結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

子ども施設運営課

指 摘 事 項	措 置 事 項
<p>イ 委託料に係る経理区分の明確化等について</p> <p>区は、足立区立竹の塚保育園（以下「園」という。）について、株式会社ベネッセスタイルケア（以下「法人」という。）を指定管理者として管理運営に関する基本協定書及び年度協定書を締結し、施設の管理運営を委託している。</p> <p>年度協定書第4条第1項において、「委託料の経理に当たっては、園特別会計を設けて他の会計と区別して処理しなければならない。」、また、年度協定書第9条第1項においては、「委託料を当該年度の運営にかかる本部事務経費に限り、本部会計に繰り入れる事ができる。」と規定している。</p> <p>ところで、園の管理運営に係る実績報告書及び収支報告書並びに収支計算分析表（以下「実績報告書等」という。）について監査したところ、園の管理運営に関する経費と本部をとおして支出した経費が区分されることなく記載されていた。そのため実績報告書等からは、法人本部への繰入金額、園が支出した委託料の用途の妥当性、園の当期資金収支差額並びに当期末支払資金残高の金額の妥当性が検証できなかった。</p> <p>所管課である子ども施設運営課を通じて、法人に委託料に係る経理区分について確認したところ、法人はこれまで、委託料の会計処理方法について区と協議し、区はその内容について了承していたことが判明した。区は年度協定書に則った会計処理を行うよう指導す</p>	<p>1 指摘事項の原因</p> <p>法人から提出された実績報告書等の金額が、本部を通して支出した経費を含まず、保育園の管理運営に関する経費のみが記載されていると判断していたことが原因です。</p> <p>2 措置内容</p> <p>子ども施設運営課から法人に対して、年度協定書に基づき、保育園の管理運営に関する経費と本部を通して支出した経費を区分して会計処理をするように指導します。</p> <p>平成30年度分について区分された資料を法人から提出させています。今後、法人本部への繰入金等について妥当であるか検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">子ども施設運営課</p>

べきであり、今後このようなことがないように適正な事務執行の確立を図られたい。

子ども施設運営課

## 令和元年度 指定管理者監査結果報告・措置事項

### ( 2 ) 意見・要望事項

子ども施設運営課

意見・要望事項	措置事項
<p>ア 指定管理者から提出される関係書類の取扱いについて</p> <p>区は、足立区立竹の塚保育園、足立区立伊興大境保育園、足立区立青井おひさま保育園について、指定管理者に施設の管理運営を委託している。</p> <p>ところで、各指定管理者から区への事業計画書等の提出状況について監査したところ、以下のことが判明した。</p> <p>事業計画書は、各指定管理者との基本協定書第 8 条若しくは第 9 条において、毎年度事業開始前に区に提出しなければならないと規定している。また、決算書及び事業報告書は、各指定管理者との基本協定書第 1 5 条若しくは第 1 6 条及び各指定管理者との年度協定書第 7 条において、年度終了後 4 5 日以内に区に提出しなければならないと規定している。</p> <p>事業計画書、決算書及び事業報告書の提出状況については、区へ提出した際の通知文等の添付がなく提出日の確認ができなかった。そのため、所管課である子ども施設運営課（以下「所管課」という。）にその提出状況について確認したところ、概ね期限までに提出され収受印が押印されていたものの、係長を初めとして所属長まで文書を供覧することなく保管していた。</p> <p>所管課は、指定管理者から提出された事業計画書、決算書及び事業報告書等について確認し、指定管理者が施設の管理運営を適正に行い、区民サービスが効率的かつ効果的に提供されているかを検証</p>	<p>1 原因</p> <p>子ども施設運営課において、收受した書類を文書管理規程に基づき、供覧処理をすることが徹底されていなかったことが原因です。</p> <p>2 措置内容</p> <p>今後、協定書に記載の提出期日が明記されている報告書類の取扱については、課内での供覧処理を行うことで、適切な文書処理を行います。なお、令和 2 年度分の事業計画書からは、課長までの供覧処理を実施しています。</p> <p style="text-align: right;">子ども施設運営課</p>

すべきである。指定管理者から提出される関係書類は、その処理状況を明らかにするためにも足立区文書管理規程に基づき適切に收受し、文書管理システム上の供覧処理又は供覧用紙などにより回付すべきである。

指定管理者の協定書に則った適正な施設の管理運営を把握するためにも、区は、適切な関係書類の文書処理を行うことを要望する。

子ども施設運営課